平成２２年（フ）第１９０８０号
神奈川県相模原市南区相模台２丁目12―８―105
債務者　白畑　光明
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８１号
埼玉県川越市大字古谷上5398―１　コーポ中ノ島Ｂ棟201
債務者　松尾　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８５号
東京都中央区佃２丁目２―11―311
債務者　菊間　直子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８８号
東京都板橋区上板橋３丁目17―10―103
債務者　中山　泰子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０８９号
東京都千代田区神田小川町３丁目11―２―503
債務者　内山　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０９０号
東京都狛江市猪方２丁目22―11―201
債務者　伊藤　　晃
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０９４号
千葉県君津市久保２丁目５―７―804
債務者　十川　千絵（旧姓萩原・遠藤）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１００号
東京都世田谷区上北沢５丁目33―16―205
債務者　石川　博之
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１０９号
東京都練馬区旭丘２丁目９―８　若竹荘８号室
債務者　高畑　　純（旧姓吉河）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１０号
東京都練馬区関町南３丁目27―15―202
債務者　野村　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１１号
東京都世田谷区大原２丁目27―31―401
債務者　水谷　眞澄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１２号
神奈川県大和市中央林間２丁目11―19　ロッシェル中央林間第９―202
債務者　亀島さやか
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１３号
神奈川県川崎市多摩区登戸299　パストラルコートⅠ―103
債務者　宮川　知美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１４号
東京都板橋区高島平５丁目21―10
債務者　伊藤　信雄
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１１８号
神奈川県川崎市多摩区菅仙谷３丁目１―６―306
債務者　酒井　朝而
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部